

新型コロナウイルス支援情報

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため特別給付金を支給します。

給付金額 **児童1人当たり一律5万円** (全国一律)

対象者

次の(1)か(2)いずれか1回限りの給付となります。

(1) 低所得のひとり親世帯

(①～③のいずれかに該当する人)

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の受給者【申請不要】
- ② 公的年金等を受給されていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人【要申請】
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になった人【要申請】

(2) その他低所得の子育て世帯

(①②のいずれかに該当する人)

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人【申請不要】(※令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象)
- ② ①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満))の養育者であって、

以下のいずれかに該当する人【要申請】

- ・ 令和4年度の住民税均等割が非課税である人
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる人

申請方法

【申請不要】(1)①、(2)①に該当する人は申請不要です。

【要申請】(1)②③、(2)②に該当する人は、必要書類を提出してください。

※申請についての詳細は、案内送付、チラシ、HP等により、別途周知します。

申請期限 令和5年2月28日(火)

支給方法 児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当の登録口座又は指定口座へ振込

支給日

【申請不要】6月中

※(2)①の対象者のうち、新生児については随時。

【要申請】審査後に随時

☎ 子育て支援課 (☎0848-38-9205)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、生活に困っている人への支援を強化するため、住民税非課税世帯に対して給付金を支給します。

※令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯が対象です。

※令和3年度の臨時特別給付金を受給した世帯、及び受給した世帯主であった人を含む世帯は支給対象となりません。

給付金額 **1世帯あたり10万円** (全国一律)

支給方法 世帯主名義の口座へ振込

対象者

① 住民税非課税世帯

令和3年12月10日において国内に住民票があり、令和4年6月1日時点で尾道市に住民票がある世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯

② 家計急変世帯

①以外の世帯で、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員の住民税が非課税水準以下になった世帯(令和3年1月から12月までの収入に基づく申請は対象外)

※①、②とも、世帯員全員が、住民税が課税されている人の扶養親族の世帯は除きます。

申請方法

① 対象と思われる世帯の世帯主へ、6月下旬から確認書を送付する予定です。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

② 申請が必要です。コールセンターにご連絡ください。申請書と返信用封筒を送付します。様式は、市HPにも掲載しています。必要書類(申請書、簡易な収入見込額の申立書、収入を証明する書類、本人確認書類、口座確認書類のコピーなど)を返信用封筒で返送してください。

申請期限 ① 確認書に記載しています。

② 9月30日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501 久保一丁目15-1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当

☎ 尾道市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター (☎0120-77-4302/8:30~17:15 ※土日祝日を除く。)

おのみち地域消費喚起事業実行委員会からのお知らせ

チーム尾道 応援プロジェクト! PayPayでまちのお店を応援しよう!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷する市内消費の喚起による経済活性化と、デジタル化の啓発・普及を図るため、スマートフォン決済サービス「PayPay」と連携したキャンペーンを実施します。

期間中、対象店舗でPayPayを利用して決済すると、決済金額の最大20%が戻ってきます。



実施期間 7月1日(金)～31日(日)

PayPayポイント付与率

決済金額の最大20%

※PayPayあと払い、PayPay残高、PayPayあと払い(一括のみ)、PayPayカード(旧Yahoo! JAPANカード含む)でのお支払いが対象。PayPayカード(旧Yahoo! JAPANカード含む)以外のクレジットカードは対象外。※付与されるPayPayポイントはPayPay/PayPayカード公式ストアでの利用も可能です。(出金・譲渡は不可)




PayPay付与上限

1回あたりの上限…… 1,000円相当
期間中の上限……… 10,000円相当

対象店舗

市内のPayPay加盟店のうち、実行委員会とPayPayが指定した店舗(尾道市内に本店・本社があり店舗がある中小法人または市内にある個人事業主の店舗が対象。コンビニエンスストア、介護施設、病院・医院、調剤薬局、保険・保険代理店、行政サービスなどは対象外となります。)

※店舗によっては利用できない場合がありますので、キャンペーン開始後(7/1～)、店頭のパosterおよびPayPayアプリの「近くのお店」で確認してください。

PayPayアプリのダウンロード、利用の仕方、チャージの方法等はPayPayのHPをご覧ください。 



▲このポスターが目印です

☎ **【PayPayの利用について】**(市民・利用者)
PayPayカスタマーサポート窓口(☎0120-990-634)

【PayPay加盟事業者】(店舗)
PayPay加盟店サポート窓口(☎0120-990-640)

【実施主体】おのみち地域消費喚起事業実行委員会
尾道商工会議所(☎0848-22-2165)
因島商工会議所(☎0845-22-2211)
尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)
尾道市商工課(☎0848-38-9183)